

官報

昭和二十四年十一月二十二日

○第六回 参議院 會議録 第十六号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)
午前十時二十六分開議

議事日程 第十五号

昭和二十四年十一月二十一日
午前十時開議

第一 國務大臣の演説に關する件
(第十日)

第二 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律案(内閣提出)

第四 帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

第六 帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 郵便物運送委託法案(内閣提出)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十九日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

青少年飲酒取締法案(堀井伊介君外九名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

少年法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

文部委員会に付託

輸出品取締法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

住宅官団法を廃止する等の法律案

建設委員会に付託

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 川上 嘉市君

労働委員 早川 慎一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員 早川 慎一君

労働委員 川上 嘉市君

厚生委員会陳情審査報告書第一号
厚生委員会陳情特別報告第一号

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、國務大臣の演説に關する件。一昨日に引続き順次質疑を許します。小川久義君。

〔小川久義君登壇、拍手〕

○小川久義君 私は大蔵大臣の財政演説に對して、新政クラブを代表してお尋ねいたします。

減税を実現し得るような税制の改革を行ふことと、二十四年度予算実施後に生じた経済不安を打開するための補正予算を実現することは、本臨時国会に課せられた課題であつて、それは政府が早くから公約して来たところであり、臨時国会に對する國民の期待も又ここにあつたと云えるのであります。

首相は施政演説に對する質疑に答へ、しばしば繰返して、やがて補正予算を出すからそれを見て貰ひたいと、恰かも立派な玉手箱を用意してゐるかのやうに述べていたのであります。ところがそれを開いて見ると、中に入つておつたのは、不確実な予約券や購入券の類が多くて、現在の経済不安打開に役立つ現物は案外少いのであります。大蔵大臣は財政演説において、久しき

に亘るインフレも概ね終熄を見、我が國經濟が漸く安定の軌道に乗ることができたのは誠に慶賀に堪えないと申し上げておりますが、現在の經濟情勢は果して慶賀すべき状態に向いつつあるかどうか。大蔵大臣の言うインフレの終熄が健全なるインフレ終熄と認め得るかどうかに對しては、いろいろの問題があると思ふのであります。ドッジラインに沿う經濟安定工作は財政金融政策の急激な転換を意味するものであつたのであるが、政府は過渡期に處するたために必要な暫定措置の用意がなかつたため、金融恐慌の状態が起り、企業の行詰りと失業の増大が見られるのであります。この事態は更に發展して、窮乏の中の過剰とも言ふべき一種の生産過剰恐慌を誘発する虞れがある。大蔵大臣の演説は金融政策に触れてはいるが、現在の事態に處する具体的な内容を持つてゐるかどうか不明瞭であります。一方、均衡予算の基礎となつてゐる米価、給與ベース等についても、それが農民や公務員の犠牲の上に立つてゐる感が深いのであります。かかる犠牲が長く続き得るものであるかどうかは疑問であります。減税に對しては、後に述べるごとく、額面通り受取ることができないのであります。このように考へるとき、均衡予算も經濟安定も、直ちに慶賀すべき状態にあるとは即断できないのであつて、今後の努力によつて國民經濟の再生産を拡大し、實質賃金向上による生活安定を待つて、初めて眞の安定が考えられるのであります。それはまだ今後に残された課題であると申さねばなりません。經濟安定に對する認識の相違は、今後

の施策に對する判断並びに熱意の相違ともなふと思ひますので、この點に關し安本長官と大蔵大臣の所信を承わりたいのであります。

最近における政府の最大の公約が減税にあることは、すべての人が認めてゐるところであります。この國民期待の的であつた減税が實質的に果して実現するかどうかは、極めて重大な問題と言わねばならない。今後の減税を考へるに當つて、現内閣が編成した昭和二十四年度予算において、國稅總收入が専売益金を合せて二十三年度に比べ二千二百三十三億円の増加であつて、それは今回の補正予算により更に二百十三億円を加へ、更に二千四百四十六億円の増加となつてゐる事實を考へねばならない。それに比べて本年度二百億円の、來年度九百億円の減税を実現するとして、果して減税の期待に應え得るかどうか、甚だ疑問であります。政府の言う減税とは、單に二十四年度に對しての減税なのか、それとも二十三年度以前から見られた重税の軽減を意味するのかわからないのであります。若し單に二十四年度に對して減税になるに過ぎないとなれば、それは恰かも右手で十のものを奪つて置いて、左手で四つのものを返すだけの話であつて、多年の懸案を解決したかのやうに考へるとすれば、甚だしい錯覚と申さねばなりません。これでは現内閣は減税を実現したといふに當らないのであります。

更に表面的な減税は、それから生ずる經費削減の影響を考へるとき、國民經濟の負担に転嫁されて、すつかり相殺されてしまふ虞れがあるのであります。

す。これに對して政府はどのように考へてゐるか承りたいのであります。例へば價格調整費の削減は、企業の合理化に吸収されない以上、国民の負担となることは明らかであります。政府は補正予算並びに來年度予算で予定されてゐる價格調整費の削減により、安定物價等による物價騰貴率をどの程度に予想してゐるか承りたい。これが若し企業合理化に吸収されないとしたら、價格騰貴率の計算はどういう数字になるか併せてお伺いいたします。又生産者米価が完全に再生産を保證する價格でなく、公務員給與ベースが生計費の高騰に比例しない以上、それは当然出すべきものを出さない意味で、農民や公務員に對して負担過重を來たし、減税と相殺されることになる。消費者米価の引上げ、運賃値上げも同様である。これらに對して政府は如何よく考へてゐるか、承りたいのであります。

大蔵大臣は長期金融の確立を述べてゐるのであります。その具體的な構想については不明瞭なのであります。例へば農林中央金庫等に債券発行を認めるといふが、現に農林中金は資本金四億円の十倍の債券発行が認められてゐる。その上更に認めるというのは如何なる積極的な意味を持つてゐるか。農林金融は特殊なものであつて、債券発行を認められても、一般金融市場に資金を求めるとは事實上殆んど不可能であります。それは現在の農林中金が、債券発行限度四十億円のうち二十億円の債券が発行され、その全部が復金に依存してゐり、二十億円の発行限度の余裕を残してゐるのを見ても明らかで

ある。かかる状況で大蔵大臣が新たに債券発行を言明されることは、政府資金及び預金部資金等の運用により新たな措置を講ずる用意があると考え、外、何らの意味を見出すことができないのであります。この点に關し、大蔵大臣が債券発行を言明された趣旨を伺いたないのであります。尚、中小企業金融についても併せて具體的構想をお尋ねいたします。

次に補正予算に關して數点お伺いたします。第一に、災害復旧費が緊急性を持つた費用であることは多言を要しないと思つてゐるわけですが、かかる性質から考へれば、來年度大いに計上しようというのでは遅いのであつて、補正予算で努力すべきものである。この点から言へば今回の費用は少な過ぎると思つて、補正予算に計上した災害復旧費が如何なる事業計画に基くものであるか。明らかにされたいのであります。第二に、六三制の新制中學建築費は、二十四年度予算において全面的に削られていたことを考へれば僅少である。明年度の予算においては如何に予定されつつあるか示されたい。又今明年度で新制中學の最少限度の建築の何パーセントが完成する見込みか。明らかに示されたいのであります。第三に、食糧管理特別会計は、昨年度百三十億円の赤字を生じたに聞かぬのであるが、それは補正予算に計上してゐる運搬資金百七十億円に近い額である。この百三十億円の赤字発生事情並びにその処置に對して、所管大臣の説明を承わりたいのであります。

易條件の改善によつて公正な競争力の培養を考へてゐるといふが、現在までの輸入貿易の事情では、食糧輸入が支出の大宗を占めてゐる。従つて國際收支の均衡上、国内農業生産力向上のため、一段の予算的並びに金融的努力をなすべき理由があると思つてゐる。然るに從來予算に現われた農業生産力培養の費用は極めて僅少であつて、農業金融に對する政府の措置は、大企業に比べて比較にならない程冷淡であることは明らかな事實であります。これは産業構想の上で、商工偏重の結果を來たし、國際收支均衡を悪化させるものと言わねばなりません。この際、思い切つて国内農業培養のため保護政策をとることが、國際收支を改善するゆゑであると思つて、政府の所見を承わりたい。食糧輸入補助金に對しては、二十四年度予算で四百六億圓計上されてゐるが、來年度の見込額はどの程度になつてゐるか。輸入補助金は極力削減して、その費用を国内農業培養に振向けべきだと考へるが、政府の方針を承わりたいのであります。私の質疑はこれを以て終ります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げます。
先般來から我々の財政經濟政策につきまして、いろいろ御批判なり御意見があつたのであります。これを要約いたしますに、私は、大體インフレーションは止まつた、併しこのインフレーション收束手続が余りにきつかつたために、デフレになつて行くのではないかと、或いは又もう少し進んで恐

慌にまで行くのではないかと議論のうちに私は感ずるのであります。併し私の見るところでは、財政演説に申上げております通り、何としてもインフレーションを早急に終結せしめて自力經濟の確立を図らなければならぬといふので、努力いたしておるのであります。而してインフレーションが大体収まりかけたといふことにつきましては、内外共に異論のないところだと思ひます。ただインフレーションを収めたために、それがデフレインフレーションの傾向を持つたか、或いは安定恐慌に陥つておるのではないかと、これが議論の分れ目だと思ひます。私は過去長い間のインフレーションを終結せしめて、そして自力經濟を立てる場合に、この程度の状態はどこでも當然起ることである、この程度を深めない、即ち安定恐慌に至つてならないのは勿論のこと、デフレにも導かない、即ちデイスインフレーションに沿つて財政經濟の立て直しをやろうとしてゐるのが今の状態であるのであります。従ひまして、当初、第五国会で作りましたときの予算の作り方よりは、余程安定が見えて参りましたので、超均衡予算にしてみました。従つてこの際、この安定の軌道に乗りかけたのをものと進めて、本當の意味の自力に持つて行くためには、政府も國民も一体を成して相當の努力が必要である。私はもう努力しなくても安定しておるといふのではありません。相當努力する必要がある、こう言つておるのであります。どうぞこの程度で御了承願ひたいと思ひます。

次に減税の問題でございますが、昭和二十四年度において減税をしたかどうか、片一方では二百十五億の自然増収を見ながら、片一方では二百億圓の減税とは羊頭狗肉だといふお考えのようでありまして、決してさうではございません。二百十三億の自然増収は、もうすでに殆んど相當部分が政府に入つて來ておるのであります。二百億の減税は來年の一月からスタートいたしました。思い切つて今までの我々の公約を果したいと思つておるのであります。まさしくこれは減税であるのであります。來年度におきましては、財政演説で言つておきますように、四千四百四十六億、四千四百四、五十億程度の租税收入にいたしまして、そして今年度、即ち今年度の減税前の五千四百六十四億よりは、七百億圓の減税になるのであります。而も又この自然増収の二百十三億を加えますと、九百億圓の減税とも言ひ得るのであります。小川さんは昭和二十三年では三千六百四十億圓、それが昭和二十五年では四千四百六十億圓になり、昭和二十三年よりは昭和二十五年度は増税だとおつしやいます。これは課税の對象が縮えて來ておるのでありますから、當然減えるのであります。決して増税ではありません。昭和二十三年よりは減税になるのであります。例へて申しますと、今年度は煙草につきまして六百五十億圓程度の煙草を作つて約千二百億圓程度の收入を上げておられます。來年度は八百億圓に近い煙草を造つて千二百億圓の専売益金を見てゐるのであります。あなたの論法を以てすれば、煙草は減税しないといふことになりませんが、來年の四月からは、ビール、

光、穂、おの／＼十円ずつ下げる予定であります。これは六百五十億本の煙草を八百億本近く作つて、そして十円下げて行くのであります。収入が同じであるから減税にならぬという議論は出て来ないのであります。収入は同じであつても、六十円のビースを五十円で売れば、それだけ負担を軽くしたと言ひ得ると私は思ふのであります。

次に価格調整費の削減につきまして安本長官からお答え願ふことにいたします。長期金融の問題について申上げました。従来復興金融庫を置きまして、そして我が国の生産設備の増強にどん／＼金を出して行つておりました。併しこれが戦後のインフレの二つの要因をなしているのではありません。従ひまして去る一月で復金からの融資は一応止めて、正常な金融に頼つて行こう、こういう考えの下に復金の事業を相当程度縮小いたしました。私は今後復金は来年の一月を期して清算に入りたいという考えを持つてゐるのでございます。然らば我が国の長期金融をどうするかという問題であります。何と申しましたも日本の将来の長期金融につきましては、私はどうしても自己資本に第一次的に頼るべきだと思ひます。銀行からの借入金に頼るというやり方は改めて、先ず第一に自己資金で設備資金をやつて行く、この方針をとりました関係上、今年の四月から九月までの六ヶ月間に置きましては、株式の拂込が四百二十七億円に上つております。これは戦争前の日本の株式投資金額は四百億円でかりであつたのであります。この六ヶ月間に四百二十七億円の増資をやつてお

るのであります。又社債につきましては六ヶ月間に七十億円の社債の発行を見ておるのであります。私はこれは長期金融の本体であると思ひます。自己資金の増加、その足らざるところをいわゆる金融機関からの融資でやつて行こう、而して我が国の金融機関は、既存の市中銀行は私に飽くまで商業金融機関として持つて行つて、長期金融機関には、財政演習で申上げておきするよう日本興業銀行を中心として行き、そして中小商工、農林につきましては、農林中金或いは商工中金をその補助役としてやつて行きたいと思つておるのであります。お話のように今までも農林中金は四億の出資で債券の発行を認めておりました。私は今度はこの四億を八億に増資いたしまして、そして二十倍の債券発行を認めよう。又商工中金は今出資は一億三千万円が一億五千万円の出資でござい

ます。これを五億にして、これ又二十倍の債券発行をしてそして中小商工金融の方に乗り出さうとしたしておるのであります。長期金融の中核である日本興業銀行は、先般御賛成を得まして、十億円で二十倍、即ち二百億円の興業債券の発行を見ておるのであります。興業債券の発行の状況は、最近の金融情勢からいって非常によろしいと思ひます。一月に三十億円の消化を見たこともあるのであります。で、私はこの農林中金、商工中金の債券の発行は、今後の金融情勢を見ましたならば相当売れて行くと思ふのであります。なぜかというのを言ふかと申しますと、今、銀行は貸出先にいものがない、どちらかと言へば証券を

持たたいということを念願しておるのであります。而も今年度に償還する復金債は六百二十四億円になるのであります。これは来年の三月までに償還してしまひます。こういたしますと、有価証券を持ちたいという市中銀行は、幸つて興業債券なり、農林中央金庫或いは商工中金の債務に行くと思ひます。私はこういうことを図つて長期金融の万全を期したい考えを持つておるのであります。

次に国民の負担の問題がございまして、先般ここで申上げましたように、少くとも一月から三月までの間、即ち今御審議を願つておりますが、所得税の臨時措置に関する減税方法、或いは取引高税、物品税等の減税によりまして、米の値が上つても、運賃が上りましても、又先般米価格差補給金を外しました関係上、いろ／＼な特殊の物価が上つて参つていますが、特殊の品物の値段が上つて来ております。例えば電気が上らんとしております。又ゴムとかいろ／＼なものの上つておりますが、そういう値上りを十分吸収し得られるのであります。来年の一月から三月までは、そして四月からの問題は、所得税等が減税になります。が、地方で住民税とか、或いは不動産課税、地租家屋に對します課税が、地方税の方で、きつくなつて参ります。から、或る程度負担が重くなるのでございまして、私は所得税等の減税によりまして、来年の四月から概ね実質賃金が上るような方法を考へておるのであります。決して少々の物価が上りましても、実質賃金が下つて来るといふうな施策は我が党内閣はと

らぬ筈でございます。(拍手、笑聲)どうぞ御了承願ひます。

尚、補正予算につきまして申上げます。(しつかりやれ)と呼ぶ者あり)災害復旧費は少額に過ぎる、少額だと、こういうお話でございするが、六・三制の十五億円を入れました百六億六千万円、これで来年の三月までは、余るとは申しませんが、これで我慢し得ると思ふのであります。即ちキティ台風以前の、今回の急に起りましたこの台風の応急手当いたしましたのは、先般の国会で御審議願ひました五百億のうち公共事業費から繰上げて使用いたして参つております。この金額よりも今回の災害復旧費の方が相当多いのでありますから、予定よりも余程復旧できるものであります。そして来年度におきましては、今年度の五百億円の当初に比べまして、千億円を見込んでおりますから、今後相当災害復旧等が行われまして、国内的に有効需要を喚起し、失業対策のことになるのであります。

尚、六・三制の問題は、本年度十五億円を補正予算で見えております。来年度は大体四十五億円を計画いたしております。合計六十億円ならば大体賄ひが付くではないか。又この程度で賄ひを付けて貰はないと、六・三制の仕事を十分にやつて行つたならば三百億や四百億じや足りないから、そこで我が国の財政経済事情を見ながら、できるだけ国民の負担を多くしないように、乏しきを堪えて行く考へで、六十億円で我慢し、又これならば大体今の場合のように、いろ／＼廊下で授業をした

は考へております。(ちつとも分つてない、問題が)と呼ぶ者あり)

次に食糧管理特別会計の赤字はどれだけあるか、百七十億円を繰入れたのは赤字補填のために繰入れたのではな

いかという御議論であります。が、決してそうではありません。百七十億円の食糧管理特別会計への繰入れは、概ね二百二十九万トンの食糧で組んでおつた食糧の計画が、二百九十万五千トンの輸入食糧になつた。買入れ、売却きの分量が殖えたことによつて、百七十億円を繰入れたのであります。赤字補填ではないのであります。よく誤解が

ります。併し農地改良費を我々從來通り國の予算から補助として出したという氣持があります。なか／＼これは今の日本の農業が全盛期に参りまして、個人の持つてゐる土地を改良するの國の助成でこれを全部見てやるということがいいか悪いかということについて議論があるのであります。それは農業、農産物は必要でございましょう。併しそれと同じ程度に必要なものに對して／＼金を出すがいいかという問題があるのであります。財政的に見れば、そこで農地の改良に國が全額を補助するか、或いは低率の貸付金にするかという問題があると思つてあります。我々は一応先程申し上げましたように、できるだけ從來通り農地改良の費用を一般会計から出したというので努力はいたしております。が、若しそれができないという場合に、若しそれは見返資金その他から金を低利に出して、そうして低利の利子は相當分を國で補助する、こういうふうなやり方も考えられるのではないかと、私は四、五日前から相當研究を始めております。何とか農業復興の事業につきまして近いうちに手を打ちたいと考えておる次第であります。

食糧輸入補助金につきましては、先程申し上げました通りに、今年度はいわゆる安定補助金に對する補助金並びに輸入補助金を合せて三百四十七億圓減らすつもりでありましたが、その後食糧の輸入が六十万トン余り増えましたために、これに對する補助金の増加額だけ補助金の節約可能額が減つたのであります。併しこれはいすれば又國の資

金として出て来る金でございます。お話の通りに昭和二十四年度は当初四百六億圓の食糧輸入補助金でございまして、これが相當減つて参ります。それはなぜ減つたかと申しますと、國內の農産物価格が上つたことと、もう一つは、外國の小麦価格が下つたことによりまして相當減つたのであります。ところが先程申しましたごとく輸入量が増加いたしましたので、差引七十億圓程食糧の輸入補助金の増加となりまして、すでに本年度の予算におきまして価格差補助金を九百億圓見しております。あの九百億圓のうちで四百五、六十億圓というのは輸入補助金であるのであります。殊に主食の輸入補助金であるのであります。従いまして私は昭和二十五年年度においては九百億圓、二十六年年度には全額補助金はなくするといふことを言つておるのであります。この輸入補助金だけは二十六年、再来年度でも残るかも知れません。どれだけ残るかという、外國の小麦の値段と國內の主食の値段の決りようであります。その差額であります。その差額以外に入つて来るのは運賃だけでありまして、再来年のことはまだ申し上げられませんが、今の状態では或る程度輸入補助金は残るかも知れません。

(拍手)

〔國務大臣青木孝義君登壇、拍手〕
○國務大臣(青木孝義君) 補助金はインフレ期におきまして低物価政策の発行をいたしましては止むを得ない行き方であつたと存じます。併しながら安定政策を發行いたしまして、段々インフレを終熄せしめて國際經濟へ参加して行こうということでありまして、価

格調整費を削減するということは自然の行き方であるといふふうに考えておる次第であります。そこで價格調整費の削減につきまして、御承知と思ひますが、ガス料金であるとか、或いは食料油であるとか、或いは石油、人絹スフ織物、それからガラス及び主食等の公価の値上りによりまして、平均所得階級の生計費に大体四、五割の影響であると考えておる次第でございまして、それから閣下の上落は、御承知の通り本年当初以來極めて顕著でありますので、これはシャウプ・ミツシヨンの勧告によりましてい／＼減税が行われる、こういうことと、それから補助金削減の案計に及ぼす影響とは、どのようにして吸収し得るかという問題でございまして、大体企業の合理化であるとか或いはその他品質の向上、それから更に各般の吸収方法を考え合せまして、物価の騰貴を阻止する手段を考えておる次第でございまして、御承知の通り價格調整費を削減いたしますのは、今年度におきまして二百三十億でございまして、それから来年度におきましては更に軽減せられて参ります。これは物価水準及び生計費に余り大きな影響のないように、漸次これをやつて参りたいという考えでございまして、二十五年年度におきましても更に補助金が削減せられますので、食糧とか輸入原料の増加に伴つて安定政策が実施せられますれば、本年同様、消費者の奨励價格水準への影響も極めて少い範囲ではあります。影響するところは承知をいたしておる次第でございまして、それから更に第二の点であります

が、國內の農業生産力を培養して食糧の自給度を高めることは勿論必要と考へております。土地改良、その他農業生産力の向上に必要な資金は財政の許します限り考慮いたしております。が、戦後の國土の喪失であるとか或いは人口の増加であるとか、そういうことによりまして、或る程度の食糧輸入は止むを得ませんので、来年度の食糧輸入補助金といたしましては、國際小表協定に參加し得ない場合には大体四百六十億圓、若し參加できれば四百億程度必要であると存じておる次第でございまして。(拍手)

〔國務大臣益谷秀次君登壇、拍手〕

○國務大臣(益谷秀次君) 只今大蔵大臣からお答え申上げた通りでございまして、災害復興は取急いでいたさなければならぬことはお説の通りでございまして。今回補正予算において八十五億の御審議を願つておりますが、これは私考えておりません。國家財政の都合からこれだけで我慢をいたさなければならぬと考えております。但しこれだけの費用があれば、最も取急いでやらなければならぬ緊急部面の地点の災害復興はできるものと信じております。尚、明年度の予算において大幅の増額をいたしまして、来年の出水期までに備へたいという考えでござい

からお答えいたしましたように大体四十五億圓を予定しております。本年度の補正予算十五億圓と加えて六十億圓を予定しておるわけであります。第二のこれだけの予算でどの程度の整備ができるか。こういうお尋ねであります。文部省といたしましては、現在仮教室とか、二部授業、三部授業といふような非常に悪い状態にありましますものを緊急に整備するといふことを第一段階の計画といたしております。そうして第二段の計画として、その他の不完全な設備に對しまして漸次完成をして行くといふことにはいたしておりますが、今年度の補正予算と来年度の予算によりまして、第一段の緊急に整備を要する部分は大部分完成できるだらうと考えております。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕
○岩間正男君 私は日本共産黨を代表して、政府の財政經濟政策並びに予算について質問いたします。池田蔵相の財政演説によりますと、日本經濟は安定し、今後は國際經濟との結び付きにおいてますます復興発展の途を辿るかのようであります。ところが日本の現状はどうか。事實は正に正反對であります。成程一握りの大資本家、大企業家は安定した生活は目下知れない。だが人民大衆の生活は目下極度の不安にさらされ、不景氣は拡がり、失業者は溢れておる。而もその犠牲は、特に婦人、児童のか弱い肩にのしかつておるのであります。その原因は言うまでもなく、低米価、低賃金、苛酷極まる重税政策でありま

買えない。国内市場では品物は売れない。加うるに外国の過剰生産物資が輸入されておる。その結果、国内で売れない日本商品は安く外国市場に叩き売らねばならなくなつておるのであります。これが今日の吉田内閣の経済政策の総決算であります。ところで、この傾向はますますひどくなつて、低賃金、低米価はますますこれを押し付け、一方あれ程宣伝に憂身をやつした大幅減税は、軽くなるどころか実際は逆に重くなつてゐる。これでは無論人民大衆は堪え切れない。必ずや政府の政策に反対する。これを予想した政府は、警察力を増強し、いよいよ弾圧を強化する。ここに吉田内閣のファシシヨの性格がはつきり出てゐるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)而も低賃金、低米価により外国市場に進出するや方は、軍国主義時代の日本貿易の再現に外ならず、(「その通りだ」と呼ぶ者あり)民族の独立を失ひ、戦争を呼ぶ結果ともなるのであります。(「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり)我々はかかる戦争とファシシヨへの道には絶対賛成することができない。

次に吉田内閣の経済政策の大きな一つの特徴は、教育、文化、厚生などの面において極めて貧困なことであります。今回示された予算のどこに日本の文化を繁榮させるに足るものがあるのでしょうか。元来、文化は一国興隆のバロメーターであり、文化の振興は生産の増強のために必要欠くべからざる要素をなし、生産の増進は必然的に又文化を隆盛ならしめるものであります。然るに政府はこれら生産と文化の関連を消極的にしか理解することができない。享樂的、反動的な文化をしか考へていないのであります。その結果は至るところに現れており、民族文化の崩壊、頽廢の事実、民族の自主性の喪失と共に今日大きな問題を投げかけています。私はここで伺ひたい。吉田首相は今日如何なる文化政策を以て國政に臨んでおられるか。又池田蔵相には、日本財政において占める文化予算の地位並びにパーセンテージは如何なるものと考えられるか。又如何にすべきか。先ずその所見が伺ひたいのであります。吉田内閣の経済政策がもたらした文化破壞の現象が今日最も集中的に現れてゐるのは、何と言つても六・三制であります。政府は新制中学建築予算として十五億、更に来年度四十五億を計上してゐる。併しこれは目下窮迫した地方の要請には何ら応えるものではないのであります。本年度十五億は、これを一県あたりにすると平均約三千万円にしかならず、これでは僅々四十教室の建築費を賄うに過ぎないのであります。たとへば、これに來年度の四十五億を加へ、同額の地方起債を認めたとしても、その総額は僅かに百二十億であり、約一万五千程度の教室が新築されるだけであります。ところで第五国会における政府の発表を見ますと、不足教室数六万五千であつて、これは無論講堂、特別教室などを含めない最低要求であり、六万五千のうち一万五千、残りの五万教室をどうするか。而も聞くところによりますと、六・三建築予算は来年度で全部これを打ち切ることとあります。その結果は言うまでもなく、

目下窮乏のどん底にある地方財政並びに大衆の生活を極度に苦しめ、將來に亘つて長くその極端となることは紛れもない事実であります。私は先ず吉田首相に質したい。首相の施政方針演説によりますと、「文教に於いて、政府は特に初等教育に力をいたし、健全なる思想と円満なる常識を涵養するための設備の充実に努めたい」とのことでありますが、かかる間に合せの予算措置で以て設備の充実に備へできると考えていられるのかどうか。又六・三制は文部省の行過ぎであるといふことを答へられて、第五国会で物議をかもしたが、この予算を見ると、現在でもまだ同じような所見を持つておられるようにしか思われなないのでありますけれども、どうであるか、その本心を明らかにされたいと思ふのであります。又高瀬文相には、今後五万の不足教室をどうするか。殊に研究室、特別教室を持たない中学校といふものは全然意味をなさないと思ひますが、その処置をどうするか。更に本年四月以前に苦しい中から自己財源を工面して、すでに建築を進めてゐる分に對しては、今度の補正予算は補助されないと聞いておりますが、その不公平、不合理をどうするか、承りたいと思ふのであります。文部省は六万五千の教室増設計画をいつの間にか放棄して、生徒一人当たり一二坪の所要数を〇・七坪に切下げ、机上の統計操作によつて苦しい現実を巧みにごまかそうとしてゐる。併し生きた兒童に變りはない限り、今後の破綻は免れないのであります。このような施設面の不備によつて、目下

広汎に惹起されてゐる生徒の学力低下、青少年の不良化等、教育の破壞をカバーする方法は、教員の量と質を向上させるより外ない筈である。然るに政府は本年度より定員定額制を實施し、目下教員の首切りは大わらわであります。高瀬文相は第五国会において教員の首切りは行わないと明言された。それにも拘わらず、その後大学機關、地方の教育委員会等をして、著々これを行わしめてゐるのであります。而もその方法は実に惡辣陰險、誠に人權を無視したものであるであります。すでに八月下旬から文部省の内密な指導により予めリストが作成され、又思想調査を國警の協力によつて著々進めてゐる事実がある。その免職に際しては、例えば京都における例のごとく、依願免職並びに懲戒免職、二通りの辞令を突き付け、そのいずれを選ばかを二十四時間の期限で強要し、これを拒否すれば立ちどころに懲戒処分を付し、退職金、恩給をさへ剥奪してゐるのであります。かかる首にあいくちを擬し、天下り的に辭職を強いるの類は、正に軍部專制時代のファシズムを暴露させるものがあり、かかる不合理が白晝公然と行われてゐるところに吉田内閣の首切り政策の真相があるものであります。(「ノー」と呼ぶ者あり)私は法務總裁にお聞きした。總裁はかかる事実を知つておられるかどうか。又これら法令無視の違反行為を今後如何ように処置されんとするか。私はかかる事実を日本の民主主義のために惜しむ。又學問と自由のためには嘆かざるを得ないのであります。何故ならば、これら首切り該當者の多

くは、吉田内閣の文教政策の貧困によつて惹起された教育の破壞を以て關つて來た諸君であるからであります。これらの者を無慘に首切ることによつて吉田内閣の無為無策は蔽われるかも知れないが、教育界は再び戦前、戦時中の無氣力な強權官の暗黒地帯に戻りつつあるからであります。その例証は至るところに起つてゐる。吉田首相はかかる思想弾圧を取消す用意があるかどうか伺ひたい。又高瀬文相には、今次補正予算の程度を以てしては尙今後一万数千の教員首切りは必至と思ひますが、首を切らないと言つた會つての文相の言明と連關して、その責任はどうされるか伺ひたいのであります。更に來年度予算によれば、小学校一學級一五人、中学校同しく一八人の教員数を復活されると聞いておりますが、かかる決定はシャウバ勸告による平衡交付金との関連において、今後具體的に如何に処置されるか、その見通しを池田大藏大臣に伺ひたいのであります。次に過般の行政整理に關連する大学研究室の壊滅問題、又朝鮮人学校の解散事件に伴う受入態勢の問題、法隆寺の焼失事件に代表される古美術保存問題、並びに私學貸付金問題等、緊急文化問題について、池田蔵相並びに高瀬文相の意見を質したい。湯川博士のノーベル賞受賞に當つては、吉田首相も遅ればせながらその喜びを電報された筈であります。而もその世界に誇るべき業績の半面、足下ではまるで反対の現象が起りつつあるものであります。京都大学の湯川研究室で

は、研究員十三名のうち、その半数がすでに過般の行政整理で餓死されておられ、もはやこれ以上の研究が不可能になつてゐる事実があります。又その研究費を見ますと、年額五万円、それに講座研究費八万円、合せて十三万円である。これでは研究費といつても單なる名目に過ぎないのが実情であります。而もこれは單に湯川研究室だけのことでなく、目下全国至るところの大学を襲いつつある運命である。文部大臣はこれに対して如何なる対策を持つておられるか。承わりたいのであります。

次に、朝鮮人学校の解散に際しまして、高瀬文相は、受入態勢はできていゝと言明されておる。併しその児童数約三万五千の教室設備費、それから所要教員数約一千一百人の人件費は、何ら予算には計上されてないののである。この食い違いをどうするか。国宝保存費も補正予算には全然ない。来年度分として二億四千万程度のもので決定の線を彷徨してゐる。更に私立学校の貸付金の約百億円の必要に對しまして、僅かに二億七千万円が計上されてゐるに過ぎないのに、政府は今度新たに私立学校法を提案し、私学に對するところの文部省の支配権を強化しようとしてゐることは、我々の見逃すことができない問題であります。

次に、教育される生徒、児童の側、家庭の方から見れば、賃金の遅配、欠配、失業洪水などのために、長期欠席児童は最近とみに増加してゐるのであります。又アルバイト学生は失業群発生のためにその仕事を日に／＼奪はれて、農村恐慌の波は最近農村の子弟の

育英資金の申込者を統出させてゐるのであります。更にPTAの会費の増、寄附金の強請等は、文部予算の絶対不足を大衆に押し付けけるものであつて、主婦の叫びは悲痛を極めてゐる。然るに今次予算では、所得税源泉課税の自然増収を百五十億と見込み、そのうち約五十億を減税するに過ぎないのである。勤勞所得税は減税どころか差引き約百億の増税となつてゐるのであります。政府発表の二十四年度上半期の自然増は主として首切りによる退職金によるものであるから、これを以て下半期を律することは到底できない。

今仮に百歩を譲つて、これが民間勤勞所得の増加によるものとしたところでも、月々一世帯当り三千円を超える赤字を出してゐることは、資本家統計でさえこれを認めてゐる以上、かかる所得の増加に課税すべきではない筈であります。大蔵大臣は国会において、しばしば民間に信用されない作爲的な官庁統計を引用して答弁されてゐるが、一体その統計数字自体がどこまで正当であるかは疑問であります。従つて数字的なからくり答弁はやめて、具体的な生活実態を以て答弁されたい。その場合特に答えて頂きたいのは、吉田内閣は一体国民の生活水準を國際的に如何なる所に置るか、それがはつきりしなければ税金は重いのか輕いのかは決定されない筈であります。CPIの変更に對しては、一昨日の木村議員の質問に對し、労働大臣から答弁がありました。が、あれでは答弁になつてゐないと思ふ。私はその結果有利になるのは誰であるか、資本家か、人民大衆か、改めて労働大臣並びに安本長官に具體的な

答弁を要求するものであります。又通産大臣には、國民の生活水準を規定する産業水準はどう変化するか。その変化によつて起る産業構造の変化は國民生活に何をたらすか。この点をお答え願ひたいのであります。

又厚生、労働兩大臣にお尋ねします。失業保険、その他の社会保障を、現在のようないふ腐腐的なものでなく、もつと人民大衆を保護するものにする用意があるかどうか。あるとすれば何故その予算を計上されなかつたか。更に社会施設と言へば、政府は職場外のことにのみ限定して考へておられますが、これを大衆の職場の内部に持ち込むところの意図はないか。労働基準法についても、これをもつと厳正忠実に実施すれば失業はなくなる筈であるが、なぜそれを怠つておられるか。お答えを願ひたいのであります。

以上、時間の關係上個條書的に何伺いたしました。これらのことは、政府がこれを忠実に実行すれば當然に國民の生活を安定し、主婦の地位も向上し、青少年、児童も救われるのであります。然るに政府はまるで反對のことをやつておる。而も大衆の賃上げ闘争はこれを弾圧し、主食の増産を要求する主婦を弾圧し、最近広島では学校に警官を警備してゐるのであります。だが、政府は彈圧一点張りではすでに効果の薄いことをよく知つておる。そこでいゝわゆるエログロ文化を街に氾濫させ、カストリ出版物をはびこらせ、社会教育、家庭教育を減茶苦茶にし、学校教育も、社会科は野球と赤い羽根売り、それが嫌なら逃避的な映画見学を押し付けておるのは事実であります。

吉田首相が愛読されておると聞く半七捕物帳や(笑)文部省の御用教科書「民主主義」の類は巷に溢れておるが、併し眞に人民の生活と文化を高める出版は、資金面、資材の面でも多くの圧迫と制限を受けておる事実を首相はどう思われるか。その御所見を承わりたいのであります。

以上のような思想彈圧をその集中的な表現とする文化破壊、文化否定の諸事実は、人民の経済が安定してゐないことによるところの証拠であります。文化なき平和、文化なき民主主義、そんなものは平和でも文化でもないものであります。一部の大資本家、大企業家は、人民大衆を奴隸のように收奪して得た利潤によつてみづからを莊嚴し、又人民の目を眩ます手段として文化を利用してゐるのであります。併しそのような文化こそ腐敗墮落の似非文化と言わなければならぬ。

私はこの夏、國勢調査のために北海道を視察して、石油の配給のない農民が、日の出と共に起き目没と共に寝るいわゆる鶏生活をやつておる無煙火村の多くを見て、今更ながら農村文化の現状について考へたのであります。日本の石油企業は、例外なく外国資本が入り、莫大な原油が次々と輸入され、日本の精油設備は旧軍事施設まで復活させて動いておるのに、一体その石油はどこに流れて行くのであらうか。だが、無論これは燈火だけの問題ではななくて、漁船も石油がなくて出航ができな。機帆船も石油がなくて動かなくなつておるのが現状であります。暗い日本、身動きもできない日本、これが吉田内閣の財政政策の象徴的な現われ

であります。(その通り「ノー」)と呼ぶ者あり)

以上私の質問を終りますが、最後に一言断つて置きたいのは、これまで衆参兩院の政府側の答弁を見ますと、その多くは通り一遍の冷淡な言い抜けに過ぎないのである。併し国会における我々議員の質問は飽くまでも人民大衆を代表しての質問であるから、その答弁も眞に人民への答弁として、もつともつと真剣であつて欲しいと思ひます。以上を以て私の質問を終ります。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。政府は、又私の施政演説において申した通り、民主主義の徹底を図るためにも、又日本の文化を高めて國際水準に高めようというためには、どうしても教育を尊重しなければならぬ。教育に重点を置いておることは私の施政方針においても縦々申述べた通りであります。然らば今の予算を以て満足しておるのかといふと、決して満足いたしておるものではないのであります。教育費の充実、或いは教育と文化の向上等については、政府は財政の許す限り、財政の余裕の生ずるに従つて、十分教育費その他或いは文化施設には支出いたしたいという決心をしております。併しながら何分現在においては財政状態は正に再建の途上にあるのでありますから、教育についても、或いは文化施設についても、政府が希望する程の支出を許さないものであります。併しながら今申した通り財政の余裕に従つて十分施設なり支出なりいたす考へてあります。一応お答えいたします。(拍手)

（國務大臣池田勇人君登壇、拍手）
○國務大臣（池田勇人君） 岩間議員に
お答え申し上げます。政府は低賃金、低
米価をやつて非常なデフレ政策をやつ
ておる、こういうお話でございますが、
（その通り）と呼ぶ者あり、（そうで
はない）と云ふ者あり。私の見るところ、考
えるところでは、適正賃金、適正米価で
やつておるのであります。（適正米価
とは何だ）と呼ぶ者あり、（高賃金、
高米価はインフレーションを再発する
ので採らない）と云ふ者あります。

次に、文化に対して文化方面へ予算
をどれだけの割合で持つて行つておる
か。こういうお話であります。今直
ちにその割合を存じませんが、義務教
育費とか、或いは公立学校の補助にい
たしまして、今年度は二百三十億円を
、来年度は地方財政平衡資金の方で
二百六十億程度を見込んでおります
。又お話にもありました国宝保存だ
とか、私立学校補助にいたしまして
も、国宝にいたしまして今年度は一
億円、この以前は殆んどなかつた。吉
田内閣になつて一億円を認め、そうし
て来年度はこれを二億円にしようとし
ておるのであります。而して又研究費
に至りまして、研究費として計上は
いたしておりますが、各学校の事務
費として相当額を来年度は増加して
おりますが、これは御覽下されば分る
と思ひます。又私立学校補助にいたし
ても、文部省で当初予算は認められ
なかつた。而も今度は補正予算から認
めることにしております。一億六千七
百万円、来年度は二億七千万円、こ
ういふことをやつとやつて見ますと、如
何に吉田内閣が文化方面に意を用いて

おるかということが予算上はつきりす
ると思ひます。
（國務大臣高橋蔵太郎君登壇、拍
手）

○國務大臣（高橋蔵太郎君） 六・三制
の建築費予算につきましては、先程小
川議員の御質問にお答えした通りであ
りますが、勿論これを理想的に完成い
たしますのには非常に大なる経費を要
します。従つてこれは日本の経済回復
と並行いたしまして、順次完成をして
行くというより外はないと考えており
ます。

それから教員の整理についてお尋ね
がありました。これも先日河野議員
から緊急質問がありました。それに対
して詳しくお答えをした通りでありま
して、文部省といたしましては各大学
並びに各地方におきまして、それな
る慎重公正に、且つ合法的に処置して
おることをおるのであります。

次に定員定額制の実施についての問
題であります。これは本年度は最初
の年でありましたから、いろいろ実情
に即しない点もあつたことは認めるの
であります。従つてこれを調整するた
めに、補正予算の地方交付金の中に二
億数千万円が計上されておりますの
で、これで適當の調整が付くものと考
えております。来年度につきまして
は、先程岩間さんからお話がありまし
たように、この問題も相當余裕が付き
まして円滑に運用されると考えており
ます。

次に、大学の研究費の問題は、今大
蔵大臣からお答えした通りであります
が、現在決して十分ではない。非常に
不足しております。併し来年度にお

きましては、大学の研究費に充てられ
るべきものが約五割くらいは増額され
るものと私は予定をいたしておりま
す。

朝鮮人児童の問題につきましては、
その受入態勢についてお尋ねがありま
したが、文部省といたしましては受入
の問題を一番心配をいたしてございま
して、地方とよく打合せをいたしまし
て、朝鮮人児童が教育に困ることのな
いように十分の連絡をとつてやつてお
ります。ただ過渡的には一時的にいろ
いろと混乱も起きて、うまく行か
ない点もあるかも知れませんが、それ
も、必ずこれは困難なく実行できると
思つております。

それから国宝予算の問題は大蔵大臣
からお答えがあつた通りであります
。来年度は本年度の約倍額くらいに
増額ができる予定でおりますので、本
年度よりも保存につきましては一層円滑
にやることができるとは思ひます。

私学貸付金も大蔵大臣からお答えが
ありました。大体この予算の計上額
は、国立の職業学校の復旧費の率と比
例いたしまして私学の職業復旧の貸付
を計上いたしておるのであります。さ
ら、それに應じて予算額が大体決まる
と、このお考えを願ひたいのでありま
す。（拍手）

（國務大臣池田勇人君登壇、拍手）
○國務大臣（池田勇人君） 教員の整理
につきましては、只今文部大臣のお答え
した通りであると思ひますが、私の
見るところによりますれば、これらの
整理はいずれも教育基本法、国家公務
員法、教育公務員特例法等に基きまし

て、それらの責任当局が法規の命ず
るところに従つて実行いたしておる
ところでありまして、何ら彈圧等の事実
はないと考へます。若しそれ違法のこ
とがありましたならば、今日の我が國
の制度といたしましては、これが救済
に事欠かないだけの十分の用意がある
ことを考へております。（拍手）

（國務大臣鈴木正文君登壇、拍手）
○國務大臣（鈴木正文君） 岩間議員に
お答え申し上げます。社会保障の制度に
つきましては、目下審議会がその検討
に當つておるのでございまして、将来
におきましてはその検討の結果等も考
慮して適當の動きがあると思ひます。
ただ日本の現在の国力等より考へまし
て、直ちにイギリス的な、ああいうよ
うな社会保障制度を直ちに実現できる
かどうかというふうな問題は、現実と
照し合せまして適當な解決を圖つて行
かなければならぬと思ひます。ただ
労働省といたしましては、そういうた
総合的な社会保障制度の推移は別とい
たしまして、現在なし得る限りの面に
おきまして、なし得る社会保障制度の
一環としての失業保険その他の段階に
応じての適宜な措置は着々とつておる
のでございまして。例えばこの春の国会
に御審議を得ましたところの、給付金
額を諸手当も含めて計算するという方
法によつて相當事実は引上げて来て
おる。それはもうすでに実現して
おる。それから近く実行いたしますこ
ろの日雇労働者の保険というものは、
これもすでに十分準備ができておるの
でございまして、近く一日十三万人ず
つの日雇労働者の失業者を吸収して行
くという準備ができております。予算

にもそれが計上されておるのでござい
まして、今度の補正予算におきまして
は、失業者に対する給付、従来の予定
六十億円が八十億円に増加され、従つ
てそれに対する政府の負担金というも
のも八億八千万円計上されておるの
でございまして。こういうふうになし
得る面におきまして着々社会保障の一
環としての諸政策というものは、時宜
に應じて進みつつあるということを御
了承願ひたいと存じます。

それからCPIの計算において、フ
ィッシャー式をラス・パイレ式に変
更したといふことは、昨日もお答え申
上げました通り、純粹の意味における
統計学者の現段階に即しての検討の結
果という方式が採用された、その上
に乗つて労働省は改めて実質賃金の計
算をしたに過ぎないのであります。何
れその間に政治的意圖といふやうな
ものが加つておるといふことは絶対
にありませんといふことを申し上げま
す。（了、承と呼ぶ者あり）

労働基準法につきましては、その立
法の趣旨に従ひまして、今後労働者
保護のためにその線に沿つてこれを運
用して行きたいと存じます。（拍手）
（國務大臣青木義典君登壇、拍手）
○國務大臣（青木義典君） 岩間さんの
御質問は、國民の具體的実態並びに生
活水準についてはどうか、こういう御
質問であつたと存じますが、この世帯
当りの家計費への推移を見まするの
に、本年に入りましてからその支出金
額は、ほぼ横這いの状態にあること
は、かねてから申し上げておる通りで
ございまして。而もこの間におきま
すところの消費者の実効物価も安定して

ります。尚、日本の産業の構成、構造と水産は、大体において動いていないという状況にあります。昭和二十二年を基準といたしますと、大体先程申し上げましたように五〇程度の上昇であります。で、最近やや上昇が停滞気味であります。これは、御承知の通り経済九原則や或いはドッジ・プランに基づきます安定政策が基調となつておられますので、これによる耐乏生活というふうなものの要請と考へ合せて、或る程度止むを得ないところであり、政府といたしましては、今後減税であるとか、配給物資の品質の向上、量の増大、そういうふうなことにできるだけ努力をいたしまして、実質賃金の充実に向上等に意を用いますと共に、成るべく我々としては忠実にそれらの統計実態等を検討いたしまして、生活水準等を今後とも十分監視して参る覚悟でございます。(拍手)

〔国務大臣稲垣平太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(稲垣平太郎君) 岩間さんの御質問が、生活水準の変化と産業構造の変化についてというお話であります。ただそれだけお話になりましたので、意図されるところが甚だ私には、はつきり致しかねるのであります。が、併しながら文字の通りに解釈いたしました。生活水準の変化が直ちに産業構造に变化を及ぼすということは、無論因果関係はございませうけれども、直接にそれによつてどうか、どのような方策をとるかということではなくして、おのずから需給の關係によつて行われて来るものと私は考へてお

ります。尚、日本の産業の構成、構造という点については、これは要するに日本の貿易圏内におけるところのものをバックといたしまして、国際市場との比較においておのずから産業の構成も決つて行くものだ、かように考へております。(拍手)

〔政府委員矢野西雄君登壇、拍手〕
○政府委員(矢野西雄君) お答えいたします。厚生行政の理想から申しまして、補正予算、通常予算に組んでおります各予算は満足すべき状態でありませうけれども、児童局、社会局各管轄の予算を御覧いただきますと、相当程度予算を計上しておる次第であります。更に社会保障制度全般について、すでに先の国会において御承認を得ております社会保険制度審議会におきまして民主的に御決定になりましたその線に沿つて、厚生行政に關係するものは十分その意思を予算面その他に具現したいという熱意を持つておる次第でございます。以上お答えいたします。(拍手)

〔岩間正男君再質問したいのであります。と述べ〕
○議長(佐藤尚武君) 岩間君に質問を許可いたします。但し時間が限られておりますので、簡単にお願いいたします。

○岩間正男君 簡単に今の答弁に對しまして、非常に不明瞭な点について二点だけを挙げて質問いたします。

先ず第一に、池田蔵相の答弁の中に、低賃金、低米価でなくて、適正賃金、適正米価ということを言われたが、何を基準としてそういうことを言うのか。それを承わりたい。

第二点は、私は教員の首切りについて、具体的な京都の事例を挙げて質問をしたのであります。これに對して法務總裁はどう思われるか、文相はどう思われるかということに質問したのであります。然るにこれに對する答弁は甚だなつていない。そういうことはない、合法的にやつておるといふことだけをやつておられるのであつて、私は實際その被害を受けた人に直接会つて事實を聞いておるのであります。な

いというふうな一方的な答弁では断じて承服することはできないのであります。従つてその事實を法務總裁は知つておられるかどうか、この点を私は聞いておるのでありますから、この点をはつきり答弁願ひたいのであります。それで、これに對する、今後若し事實があるとするならば、それをどのような方法でなさるか。この点も併せて質問いたします。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。適正賃金、適正米価は、現在の我が国の財政経済諸般の事情を考慮して考へるのであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君再質問したいのであります。と述べ〕
○議長(佐藤尚武君) 池田大臣御病氣のため留保された答弁をこの際許可いたします。池田大臣。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 總理大臣の施政方針演説に關する御質問のうち、私が病氣のため答弁を留保いたしておりました問題の中で、すでに他の御質問中答弁済の分を除きまして、この機会にお答えしたいと思ひます。

この金融問題につきましては大体答弁済の事項が多いのであります。が、波多野君より、コスト切下げ、品質の改善のための生産設備の更新策如何、こういう御質問があつたと承つております。我が国の自立経済を確立いたしましたためには、やはり相當の輸出を圖らなければならぬことは異論のないところであります。而して輸出の振興にはどうしても安い良品を作るより外にございませう。而して我が国の生産設備の状況は非常に、何と申しますか、陳腐化し、非常に陳腐化したり非能率であるのであります。どうしてもこの生産設備を早く立派にしなければい

かん。このためには金融的、いろいろの措置があると思ひます。又見返資金をどん／＼使つて行かなければならぬと思ひますが、設備をよくするだけではまだ足りません。どうして技術の振興を圖らなければならぬ。外資導入ということが前から唱えられておりますが、お金も必要であります。が、優良なる技術を入れなければいけません。アメリカその他の優秀な技術者を入れるためには、いろいろの施策を講じなければならぬと思ひます。が、そのうち最も重要なことは、特殊の技術者に對しての租税の軽減の措置であると思ひます。今特殊の外国から参ります技術者を入れようとしたとしても、今の日本の所得税法では殆んど来る人がないのであります。私はこの点につきまして特段の

処置をすべく、今検討を加えております。

次の御質問は、金融機關の公共性、金融機關は公共性を没却してはいないかという御質問のようであります。中には数多い銀行の職員のうちで、公共性を忘れて不正なことをやつておる者もあると聞いておるのであります。が、全体といたしましては、只今の金融機關は私が第五国会の当初におきます財政演説で公共性を強調いたしましたのであります。が、その線に乗つて来ているとも金融機關の公共性に鑑みまして、銀行の合理化を図り、又金利の低下を期し、而して又融資その他につきましの不正をなからしむるために、銀行検査を十分やつて、監督の十全を期したいと思つております。

次に、波多野君の質問に、為替レート維持の合理的な手段というお話であります。即ち我が国の経済を本當の自立経済に持つて行つて、而もデイスインフレーションに乗つて、低物価で良品を作る、安く良品を作るのが第一番であるのであります。各国との貿易協定の問題もありませう。官貿易の改善、CIF價格に切換える、船を使う、いろいろの点があると思ひます。が、最近やりますことは、為替管理を統一いたしまして、外貨の有効利用を図り、そして貿易を民間に移しまして、民間の創意を入れ、そして又足らざるところは輸出補償制度を使いまして、輸出貿易を促進させて行けば、為替レートは維持できると考へております。

次に、税の問題につきまして松井君から、早場米奨励金を免税してはどうかということですが、早場米につきまして免税することは考えておりません。とにかく所得のありますときには、これに對して課税することは税の理論から言つて当然であるのであります。併し早場米につきまして、生産費について、いろいろな費用が嵩むことは考えられますので、必要経費の算定につきましては、従来もそうでありましたが、今後十分考慮して行きたいと思ひます。

寒冷地單作地帯につきまして課税上の特例を設けてはどうか。寒冷地或いは單作地帯につきまして、前と同様にやはり経費の面で考慮するより外にはないと思ひます。従来も除雪、即ち雪を除く費用等、いろいろな点につきまして、他の土地よりも單作地帯につきましては所得計算上特例を設けてゐるのであります。

次に、帆船君の御質問に、会社の研究費を免税してはどうか。会社の研究費は免税いたしております。ただ資本設備を研究費として支出したような場合、資本増設に研究費として支出したような場合におきましては、これはその年度の償却によつて損金を認めるわけには行きません。その建設設備は一定年度の償却によつて損金を認めるより外にないと思ひます。

文化功勞者に対する課税上の特例、文化功勞者に対する、その功勞金についてどうするかという問題であります。これは、やはりその性質をよく検討いたしまして、今度の所得税法の改正につきまして、この功勞金等

には免税するか或いは特殊の方法をい

たすべく検討をしてゐるのであります。

次に、木下君の寒冷地手当及び石炭

手当の支給はどうなつてゐるか。これは補正予算が通過いたしますれば今年度出すことにいたしてゐるのであります。

天田君の御質問の在外公館の借入金の処理、即ちこれは終戦當時におきまして、在中國公館その他が居留民から金を借りて、そして居留民の生活費その他を賄つてゐるのであります。この在外公館の借入金につきまして政府が補償すべきではないかという議論が先年からやかましいのであります。我

臣の演説に對する質疑は終了したものと認めます。

○議長(佐藤閣下) 日程第二、未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

未復員者給與法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

未復員者給與法の一部を改正する法律案 未復員者給與法の一部を改正する法律案 未復員者給與法の一部を改正する法律案

未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の但書を加える。但し、満十八歳未満の子のうち一人については、六百円とする。

附則 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十四年十一月一日から適用する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案 右 国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案 産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案

第一條 産業設備営団法(昭和十六年法律第九十二号)は、昭和二十七年十二月三十一日又は閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が産業設備営団につき特殊清算終了の登記をした日のいづれか早い時に、その効力を失う。

第二條 交易営団法(昭和十八年法律第二十六号)は、昭和二十六年六月三十日又は閉鎖機關令第十九條の四の規定により特殊清算人が交易営団につき特殊清算終了の登記をした日のいづれか早い時に、その効力を失う。

第三條 産業設備営団及び交易営団は、閉鎖機關令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うのに必要な範圍以外のいかなる業務も行うことができない。

第四條 この法律施行後は、産業設備営団法又は交易営団法に基き、新たに産業設備営団又は交易営団を設立してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交易官団解散令(昭和二十一年勅令第三百三十号)は、廃止する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右 帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案

正する法律

帝国石油株式会社法(昭和十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及第三條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右 帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案

国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案

帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律

帝国燃料興業株式会社法(昭和十二年法律第五十二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「燃料興業債券」を削る。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右 帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案

帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律

帝国鉱業開発株式会社法(昭和十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律

日本製鉄株式会社法(昭和八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右 小畑哲夫君登壇、拍手

産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律案外四件の法律案に関する通商産業委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず各法案の趣旨について申し上げます。

産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律案は、両官団が戦時中に設立せられた特殊法人で、すでにその実質的活動を停止し、閉鎖機関に指定され、閉鎖機関整理委員会が特殊清算人として清算中でありながら、両官団法は形式的に存在しているため、第一に両官団法の失効時期を予め明確にし、第二に両官団は特殊清算業務を行う以外の業務を禁止し、第三に両官団法に基いて当該官団を新設してはならない等の規定を設けて、両官団法の廃止に至るまでの法律関係を明確にしたものであります。

次に帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案等の三改正案は、その趣旨において全く同じであります。即ち帝国石油株式会社は、石油資源開発の促進と振興を目的として昭和十六年設立せられ、帝国鉱業開発株式会社は、重要鉱物増産と鉱業及び製鉄業の整備を図るために昭和十四年に、日本製鉄株式会社は、鉄鋼増産と昭和初期の不況から当該産業を保護育成するために、昭和八年、官営八幡製鉄所を中核として設立せられた特殊会社で、これら三社には政府が半額又はそれ以上の出資をして監督と助成を與えておられるいわゆる国策会社であります。然るにこれら三社は戦争及びその後の客観情勢の推移により、換言すればそれら再建整備を終り、増資又は第二会社の設立或いは集中排除法の適用などによりまして、いずれ三会社法は廃止せられるのであります。

が、差当り政府の財政負担を軽減するために、政府出資の義務等の資本金に関する規定を削除し、政府所有の株式を処分して、むしろ財政収入を確保せんことを意図するものであります。

第三に、帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案は、その名の示すごとく、人造石油製造業に対する投資及び人造石油製造を事業内容とする同社が、先の三社と同じく特殊会社でありながら、在外資産の喪失、戦時補償の打切により、特殊会社となり、本年四月二十六日にはすでに第二会社が充足しており、同社が解散しておる現状にあるので、実質的に死文と化しておる法律を形式的に廃止することを規定したものであります。

次に質疑応答について申し上げます。詳細は速記録に譲るといたしまして、主なるものについて、二申上げますと、一委員より、各特殊会社の政府所有株式処分の具体的方法如何との質問に対し、持株整理委員会より証券処理調整協議会を通じて一般市場に放出するようになるが、一時これら大量の放出株を引受けて呉れるシンジケートのようなのを作ること一法である。

尚、株価その他放出時期等については、一般の株式市場を圧迫せぬよう十分考慮すると同時に、財政収入に有利な株価を維持すべく慎重な態度で対処するとの政府の答弁がありました。又一委員より、政府出資義務を削除することにより、各特殊会社に対する指導監督を放棄するかの質問に対し、政府は依然指導監督を保持するとの答弁がありました。

その他各法案について熱心なる質疑応答があり、慎重なる審議の結果、討論を省略して各法案につき採決をいたしましたところ、産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律案は全会一致を以て、帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案、帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案及び日本

製鉄株式会社法の一部を改正する法律案に對し討論の通告がございました。衆議院一君。

（衆議院一君登壇、拍手）

○衆議院一君 日鉄法、帝石法兩案共に、文字に現れております改正は極めて簡單でございまして、なぜこれに反対するのかわからない、むしろ疑問を抱かれる程であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）併しながら鉄と石油は国内平和産業の基礎であり、日本民族が將來経済的な発展をして行く場合に根幹に當るものであり、而もこの二つの簡單な、一見簡單に見えるこの法の改正が、如何に將來この兩産業に對して重大な影響を、むしろ決定的な影響を、いろいろな影響を與えるかということ、を明らかにしたいと思ひます。

先ず日鉄法の改正でありますが、政府は財政収入の増加を図るといふ理由から、日本製鉄株式会社の株のうち、二分の一の政府所有の株を処分しようとしておるのであります。御承知の通り日鉄は我が國鉄鋼の八割、鋼材の四割を生産する大会社であります。この大会社の大量な株を民間に拂下げて、一休誰が買つかということが第一の問題であります。結局この株を放出いたしましたして、そうして幾つかにこれを分割いたしましたして、或るものはその将来性を失ひ、そのうち優秀な設備を持つ工場だけが恐らく拾得で外国資本に買取られて行くであらうということ、はほ明瞭であります。（「ノー」）「そこ」に問題がある」と呼ぶ者あり。これは今後の實際が証明いたします。これは一方において基礎産業を外国資本に任せるということになり、他

方においては、これを基礎といたしまして、軍事的な勢力が外国資本によつて育成されるという危険性を含んでおるのであります。（「ノー」）「そんなことはない」と呼ぶ者あり。

第二の問題は、この株式の放出によつて誰が利益するかという問題であります。曾て吉田内閣は井華製鋼の株式処分、大蔵省が持つております八十萬株、それから特殊整理委員会が持つております五十萬株、計百三十萬株の二百五十圓の株式のものを僅か八十圓でこれを売り飛ばして、大資本家にばらばらに儲けを提供したということは周知の事実であります。今回の日鉄のこの膨大な政府所有株式の処分につきましても、大証券業者、その主人公たる独占資本家等々の人達に儲けを提供するということ、これは極めて明瞭なことであります。（「そんなことあるか」と呼ぶ者あり）これは事實が証明しよう。

第三に、これが最も重大な点であります。全体として我が國の鉄鋼業の將來がどういふふうになるか、進んで行くかという問題であります。先程もちよつと触れましたが、外国資本は、恐らく國際水準に達しておりますところの知識といたしまして、これを育成することでありまして、これを育成するに我に馴染みの深い八幡、輪西、釜石等は、恐らくこれは、この設備の点から外資の導入は困難であり、犠牲にされ縮小され國際競争から敗退するといふ、そういう將來の運命が約束されておるのであります。然らば日本共産党は、こういう

ものに反対するのに對して如何なる政策を持つておるか。我が國は明治、大正、昭和の幾十年、國民の血税を以て鉄鋼業を育成して來たのであります。我が國は十分なる石炭を持たず、鉄鉱石を持たない。而も近代國家として進むために、重工業の根幹として鉄鋼業を育成しなければならなかつた。軍國的ではありましたが、これは日本が今後とも負わなければならぬ一つの産業的の制約であります。従つて我が國は、かような軍國的な意味ではなくて、平和産業の基礎としての鉄鋼業において、依然としてこれを漸次に國營に移して、そして人民管理によつてこれを育成して行くといふ、こういう私達は主張を持たなければならなかつたのであります。一部の資本家に利益を提供するために鉄鋼業を育成する考えはなかつたのであります。（「そんな馬鹿なことがあるか」と呼ぶ者あり）而もこの育成はその前提として、全世界は勿論特に東洋各國とペーター制による自主貿易を、我々は考へておつたのであります。現に大治や海南海島の鉄鉱石を若し日本の自國船で持つて来るならば、一トン十ドルで買えるのであります。

現在エタ州その他から外國船により一トン十八ドルから二十ドルで買つてゐる。開港場これは粘結炭ですが、現在十二ドルですが、カナダ及びアメリカから二十四ドル前後で買つておられます。これを同様自國船で持つて来るならば、我々は十二ドル乃至十三ドルで購入できるという見通しを持つております。又十月二十五日の日本タイムスによれば、AP通信では、國連のア

ジア極東經濟委員会において、ソ連代表は日本との貿易の拡大を望むといふことを明言しており、レール、車輛、機關車、鋼鉄船、木造船、燒玉エンジン、いろいろなものを幾らでも買つていふことを明言しております。（「ソ連に買つて貰ふ」と呼ぶ者あり）又中共の軍事委員會の鐵道部におきましては、現在二萬五千キロの鐵道を今後の十年間に二十萬キロに拡大し、約八倍ありますが、それに必要なレールその他千八百萬トン、機關車十七萬輛、貨車二十七萬輛、これを購入するといふことを發表してゐる。これは恐らく実行して行くといふことは我々は確信だと思ひます。このレールその他機關車は凡そ日本の生産の十ヶ年分に當るのであります。我々はペーター制による東洋各國及び全世界との自主貿易の將來に對しては、洋々たる希望を持つておるのであります。（「脱線脱線」と呼ぶ者あり）

次に帝石法の改正であります。この事情は全くこれと同様であります。詳細説明はいたしません。ただ、こういう点をばつくりさして置く必要があると思ひます。我が國現在石油元売の總販売量の七割までは米英系、つまりカルテックス、スタンダード、シェルという外國会社によつて賣られております。又外資と提携してあります。日石、帝燃等を加えますと、九割までは押えられておるのであります。残り一割の國産石油を一手で處理し販売いたしておりますのがこの問題になつておる帝國石油であります。が、この帝國石油も同様の理由で、政府の持つております二分の一を処分し

ようとしておるのであります。ところが輸入価格は現在一バーレル六千五百円でありまして、これに對しまして國産のものは九千円でありまして、かくのごとく日本の經濟條件は悪いのであります。従つてこれをこのやうな輸入のものならば六千五百円で買える、それで國産のものは九千円というやうな條件の会社を、そしてたつた残された一割だけの自主的な日本の会社を、自由經濟或いは民營といふやうな美名の下に街頭に放り出すといふことはどういふことを招来するか。これは二つの途しかない。一つは潰れるか、一つは二東三文で外資がこれを買収するか、二つしかないといふふうに私は思ひます。おるのであります。我が國は、鉄と同様に、人民の管理の下にこれを育成して行かなければならぬといふこと、（笑聲）大資本の利益のためにこれを育成するといふのと正反對の途を、而して民族のこの將來の獨立の發展のために、かような鉄及び石油のごとき重要な産業は徐々に國營に移して行き、これを育成して行かなければならぬことを主張するものであります。

今回提案されておりますのは、これと正反對に、自主性を失ひ、且つその優秀な設備でない大部分を縮小し、荒廃させ、國際的な競争から敗退させ、そして植民地への道を進もうとするものである。（「ノー」）「と」呼ぶ者あり。

以上の理由によりまして、日本共産党はこの二法案に根本的の立場から反對するものであります。○議長（佐藤尚武君）これにて討論の

通告者の発言は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより採決いたします。先ず産業設備官法案及び官製燃料興業株式会社法を廃止する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鐵業開発株式会社法の一部を改正する法律案及び日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数、〔反対〕と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第八、郵便物運送委託法案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長山田佐一君。

審査報告書

郵便物運送委託法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年十一月十八日

郵政委員長 山田 佐一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
奥 主一郎 渡邊 甚吉
中村 正雄

郵便物運送委託法案の一部を次のように修正する。

第五條第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基いて運輸審議会から勧告を受けたときは、その勧告を尊重し、郵政大臣に協議してこれを變更することが出来る。

第十五條第二項の次に次の二項を加える。

3 郵政大臣は、前項の補償金の額を定めたときは、遅滞なく、その旨を当該運送業者に通知しなければならない。

4 第二項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することが出来る。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

附則第二項に次の但書を加える。但し、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便物の取集、運送及び配達を適正且つ円滑にするため、これら業務を運送業者に委託して行わせる場合の準則を定めるため本法律案の制定を必要とするのであるが、郵便物運送料金の基準の変更、郵政大臣の支拂う補償金に對する増額請求及び罰則の適用に關する経

過規定に若干の修正を加えた。
二、事件の利害得失

この措置によつて郵便物運送を委託する場合委託の方法等に関し、一般に自由競争によることとし、行政の民主化をはかると共に郵政事業の独立採算に寄與する利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

郵便物運送委託法案

右
国会に提出する。

昭和二十四年十月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

郵便物運送委託法案

郵便物運送委託法

目次

第一章 總則(第一條第二條)

第二章 業務委託の方法

第一節 競争契約又は隨意契約による場合(第三條一第七條)

第二節 郵政大臣の要求による場合(第八條一第十五條)

第三章 運送等の業務の取扱(第十六條一第二十條)

第四章 罰則(第二十一條一第二十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政大臣が郵便物の取集、運送及び配達(以下「運送等」という。)を運送業者等に

委託する場合に關し必要な事項を定め、もつて郵便物の運送等を適正且つ円滑にすることを目的とする。

(運送等を委託する場合)

第二條 郵政大臣は、郵便物の運送等を他に委託することが経済的であり、且つ、郵便物の運送等に関する業務に支障がないと認めるときは、この法律に定めるところに従い、これを他に委託することができる。

第二章 業務委託の方法

第一節 競争契約又は隨意契約による場合

(競争契約)

第三條 郵政大臣は、郵便物の運送等を委託する場合には、競争による契約によらなければならない。但し、次條及び第八條に規定する場合を除く。

2 前項の規定による競争に加わろうとする者は、郵政大臣において、運送等に関する必要な能力を有し且つその者にその業務を行わせるに支障が生じないと認める者でなければならない。

(隨意契約)

第四條 郵政大臣は、左に掲げる場合に限り、隨意契約により郵便物の運送等を委託することが出来る。この場合においては、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九條但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない。

一 競争に應ずる者がいないとき、又は競争者がいないとき。

二 競落者が契約を結ばないとき。

三 契約者がその契約に定められた事項を行わないため、他の者に委託する必要が生じたとき。

四 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により運送事業を営む者が、第八條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当し、且つ、その数が当該区間に二以上ない場合において、その者の現に運営する運送施設を利用するとき。

五 動力による運送施設を使用しないで、主として労力により郵便物の運送等をするとき。

六 災害その他の事由により臨時に郵便物の運送等をする必要があるとき。

2 前項の規定による隨意契約は、同項第一号の場合にあつては最初競争に付するときに定めた価格、同項第二号の場合にあつては当該競落者の落札金額、同項第三号の場合にあつては当該契約者について定めた契約金額をこえる契約金額で締結することができ、且つ、その他の條件(期限を除く。)を變更して締結することができない。

(運送料金の基準)

第五條 第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準としなければならない。但し、その者が、資本金の全額を政府が出資する運送事業者又は地方公共団体であるとき

は、郵便物の運送料金は、その運送原価を基準としなければならない。

2 前項の運送料金の基準は、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第五條に規定する運輸審議会にはかり、その決定を尊重して定める。

3 運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基づいて運輸審議会から勧告を受けたときは、郵政大臣に通知して、その勧告に基づきこれを変更することができる。

又は郵便物の運送に關し、必要な行為をしなければならない。

一 日本国有鉄道

二 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）による地方鉄道業者

三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者

四 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運行して運送業を営む者

五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者

六 索道事業を営む者

七 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送業を営む者

第六條 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合において、その区間に自己の用に供するため当該運送施設を運営する者は、郵政大臣と第三條又は第四條の契約を締結して郵便物の運送等の業務を行うことができる。

3 郵政大臣は、前項の契約をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

（運送等の契約の期間）

第七條 郵便物の運送等の契約の期間は、四年以内とする。

第二節 郵政大臣の要求による場合

（運送に關する要求）

第八條 左に掲げる者（以下「運送業者」という。）は、この節に定めるところにより、郵政大臣の要求があるときは、郵便物の運送をし、

3 郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求により運送業者に義務を行わせる期間は、一年をこえるものであつてはならない。

4 郵政大臣は、運送業者に對しこの規定に従つて郵便物の運送に關する要求をしようとするときは、

あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

5 郵政大臣は、運送業者に對しこの節の規定に従つて郵便物の運送に關する要求をする場合には、緊急やむを得ない場合を除くの外、三十日を下らない範囲でその実施に必要な準備期間を置かなければならない。

（郵便車等の供給）

第九條 鉄道により運送事業を営む運送業者（以下「鉄道運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期の列車に、郵便物の運送に必要な設備を有する車両（以下「郵便車」という。）を連結して郵便物を運送しなければならない。

2 鉄道運送業者は、郵便物が多量のため又は災害等のため定期の列車によつては郵便物の運送をすることができない場合において、郵政大臣の要求があるときは、臨時に定期の列車以外の列車に郵便車又はこれに代る車両を連結して郵便物の運送をしなければならない。

3 前二項の場合において、郵政大臣は、鉄道運送業者が連結する郵便車又はこれに代る車両の容積が当該列車ごとに、列車定数の総容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

4 鉄道運送業者は、第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除くの外、これを木造以外の台枠を有する車両間に連結してはならない。

5 鉄道運送業者が第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両は、客車と同一程度の強度を有し、且つ、郵便車にあつては郵政大臣の指定する様式のものでなければならない。

6 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、郵便車に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（郵便物の夜間受渡）

第十條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸をする郵便物を郵便物の取扱に従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で郵便局に所屬するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して郵便局に所屬する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

（土地建物等の供給）

第十一條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸、保管その他の取扱のため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を郵政省の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

（自動車の郵便物積載場所等の供給）

第十二條 路線を定める一般自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱の

運行する旅客自動車又は貨物自動車の一部を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、郵政大臣は、郵便物を積載する場所の床面積がその自動車の五分の一に相当する床面積、貨物自動車にあつては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることができない。

3 自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（船舶の郵便物積載場所等の供給）

第十三條 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運行して運送事業を営む運送業者（以下「船舶運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、船舶の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、総トン数五十トン未満の船舶については、郵政大臣は、郵便物を積載する船舶の一定部分の容積がその船舶ごとに、旅客定員に相当する容積の五分の一又は貨物積載容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

3 船舶運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱の

ため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

(その他の運送の要求)

第十四條 第九條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに前條第一項に掲げる場合の外、運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回致、運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回致、運送機関の発着時刻その他運送の方法を変更するものであつてはならず、且つ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第九條第三項、第十二條第二項又は前條第二項に定める限度をこえるものであつてはならない。

(補償金)

第十五條 運送業者がこの節に規定するところに従い、郵政大臣の要求に基づき、郵便物を運送し、又は施設若しくは役務を提供したときは、郵政大臣は、当該運送業者に對し、相當の補償金を支拂わなければならない。

2 前項の補償金の額は、郵政大臣が運輸大臣に協議して定める。この場合において、郵便物の運送に對する補償金の額については、第五條第二項の規定により定める基準に基いて、土地建物等を使用に供した場合の補償金の額については当該施設を賃借するとすれば適

常支拂うべき賃借料を基準として、その他の場合の補償金の額については通常生ずべき損失の額を下らない額においてこれを定めなければならない。

第三章 運送等の業務の取扱

(運送等の業務取扱の基準)

第十六條 郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等を安全、正確且つ迅速に自ら行わなければならない。

(郵便物車室等の使用制限)

第十七條 何人も、もつぱら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び郵政大臣の発行する職務を行うための証明書を持する者以外の者又は物をのせてはならない。但し、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるためのせる場合は、この限りでない。

(郵便物の非常取扱)

第十八條 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止したときは、次項の場合を除き、すみやかにこれを継続する手段を講じなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中において、運送等を停止した場合において、運送等の継続ができず、且つ、郵便取扱員がいなるときは、当該郵便物をすみやかにもよりの郵便局に送付しなければならない。但し、当該郵便物を送付する

ことが困難である場合その他正当な事由がある場合において、これを保護し、もよりの郵便局に通知した場合にあつては、この限りでない。

3 郵政大臣は、郵便物の運送等を行う者が前二項の規定による取扱をしたときは、これに要した費用を支拂わなければならない。

(郵便物の優先取扱い)

第十九條 船舶に積載した郵便物をその目的地において陸揚をする場合には、他の貨物に先だつてこれをしなければならぬ。災害等のため航行の途中において積替又は陸揚をする場合も同様である。

(発着日時の変更)

第二十條 郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等に使用する運送機関であつてその発着日時を定めたものの日時を変更するとき、少くともその七日前までにその旨を郵政省に通知しなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者が、災害その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着日時を変更するときは、直ちにその旨を郵政省に通知しなければならない。

第四章 罰則

(郵便物を運送しない等の罪)

第二十一條 第九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第十四條第一項の規定に違反してことさらに郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

(郵便物の臨時運送をしない等の罪)

第二十二條 第九條第二項若しくは第四項、第十條、第十一條、第十七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に処する。

(優先陸揚をしない等の罪)

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定に違反した者は、料料に処する。

(罰則規定)

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑又は料料刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)は、廃止する。

3 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 号)第五條第二項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定

等を行つてゐる者と郵政大臣との間に現に存する郵便物の運送等に関する契約は、この法律施行のときにおいて、この法律の規定に基づき郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に締結された契約とみなす。但し、その契約は、この法律施行の日から六箇月をこえて存続することができない。

(山田佐一君登壇、拍手)

○山田佐一君 只今議題となりました郵便物運送委託法案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案が提出になつた理由を要約して申し上げます。元來郵便物の取集運送及び配達は郵便業務の大部分をなすものでありまして、事業独占の建前上、国においてみずからこれを行うことが一応期待されるのであります。が、国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合、又自動車等を郵便物の運送に使用する場合、若しくは山間僻地における郵便物の取集、配達の作業のごとく、事業の経済的運営の観点から民間運送業者等にもこれを委託するのを適當とする場合が少なくないのであります。而して郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に関する法律といたしましては、明治三十三年制定の鉄道船舶郵便法がありましたが、同法はその規定の対象が地方鉄道法による鉄道運送業者及び商法による船舶運送業者に限られておりまして、自動車運送業者等その他の運送を行う者には及ばないばかりでなく、運送を委託する場合及び委託する方法等についての規定に欠くる等、現下の情勢に副わな

いのであります。従いまして鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用についても規定すると共に、運送委託の場合、委託の方法及び内容につきましても、早急に規定する必要があるもので、本案の提出となつたのであります。

今その主要な点につきまして申上げれば次の通りであります。

先ず第一に、運送の委託を契約によることとしたてありまして、而も契約は競争によることを原則としたてあります。併しながら競争に應ずる者がないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかった場合、或いは鉄道又は軌道を使用する必要がある場合等におきまして、当該区間にその数が二つ以上ないときは、随意契約によることができるように規定いたしてあります。而して一般運送事業者が郵便物を運送する場合における運送料金は、一般には郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、又その資本金を政府が出資する運送事業者及び地方公共団体については、郵便物の運送原価のみを基準とすることとしたてあります。尚この基準の設定に当りましては、公正を期するため、運輸大臣が予め郵政大臣に協議して、運輸審議会に諮り決定することとしたてあります。

第二に、今申し上げましたように、郵政大臣が契約によつていたして、も運送事業を営む者が契約に応じなかつた場合には、郵便物の運送確保上、鉄道、軌道その他特指定した一般運送業者に對して、郵便物の運送及び運送に關して必要な施設及び役務を要求

できるようにいたしてあります。而してこの場合には、当該運送業者に對しては、先に申上げた運送料金の基準に基いて正当な補償を行うこととしたてあります。

第三にいたしましては、郵便物の安全、正確且つ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に對して、例へば郵便物の運送途中において事故の発生した場合、郵便物の保護その他必要な措置をとらなければならない等、郵便物の取扱上守るべき義務を規定してあります。

以上が本法案の内容であります。が、委員会における質疑の主なものを申上げますと、本法案は、従来の鉄道郵便法に代り、自動車運送業者その他の運送を行う者を対象として詳細な規定を設けておるが、郵政省の自動車運送業者に對する運送委託の方針、殊に日本郵便株式会社に對する態度如何との質問に對しましては、郵政省は、この法律の施行により、自動車運送業者と広く一般競争による契約によることとなり、従つて特定の自動車運送業者と特別の關係を結ぶことを予定しないのを根本の建前とするものであり、従つて創業以来、人事その他について監督していた日本郵便株式会社に對しては、終戦後特別の監督關係を廢しておるが、この法律の下においては、一般の運送業者と全く同一の取扱をなすこととなり、又共済組合において同社株式の一部を保有しておるの、單に確實且つ有利なる利殖方法として投資しておるに過ぎないとの答弁がありました。(「簡單」と呼ぶ者あり)以上の外、逐條に亘り慎重審議

いたしました。が、詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。かくて質疑を終り、討論に入つたのであります。が、綠風会の渡邊基吉委員より原案に若干の修正を加える発議がありまして、以下その修正案の内容を申上げますと、その第一点は、本法律案第五條において、運送料金の基準そのものは、運輸大臣が予め郵政大臣に協議して、運輸審議会に諮り、その決定を尊重してこれを定めることになつておるのであります。が、運送料金の基準の変更については、運輸審議会から勧告を受けたときは、運輸大臣から單に郵政大臣に通知するを以て足りることになつておりますのを、やはり運送料金の決定の場合と同様、郵政大臣に協議してこれを變更することに修正しようというのであります。修正案の第二点は、第十五條において、運送業者が郵政大臣の要求に基いて郵便物を運送し又は施設若しくは役務を提供したときに支拂う補償金額は、郵政大臣が運輸大臣に協議して定めることになつておるが、その補償金の額に不服のある者に對しては訴を以て増額を請求することが出来る途を閉くために、第二項及び第三項として新たに所要の規定を加へようとするものであります。又修正案の第三点は附則第二項の次に罰則の適用に關する経過規定の一項を挿入しようとするものであります。

かくして討論を終り、右修正案の採決に入りまして、右修正案の採決は、修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで兩案の部分について採決いたしましたところ、原案通り全会一致を以て可決せられました。よつて本法案は全会一致を以て右の通り修正可決すべきものと決定されたのであります。

以上を以て御報告を終わります。(拍手)

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤武吉) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り可決せられました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。午後零時三十一分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 國務大臣の演説に關する件(第十日)

一、日程第二 未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、日程第三 産業設備官國法及び交易官國法を廢止する等の法律案

一、日程第四 帝國石油株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第五 帝國燃料興業株式會社法を廢止する法律案

一、日程第六 帝國鐵道開闢株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第七 日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第八 郵便物運送委託法案

案は全会一致を以て右の通り修正可決すべきものと決定されたのであります。

以上を以て御報告を終わります。(拍手)

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございませう。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤武吉) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り可決せられました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。午後零時三十一分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 國務大臣の演説に關する件(第十日)

一、日程第二 未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、日程第三 産業設備官國法及び交易官國法を廢止する等の法律案

一、日程第四 帝國石油株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第五 帝國燃料興業株式會社法を廢止する法律案

一、日程第六 帝國鐵道開闢株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第七 日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案

一、日程第八 郵便物運送委託法案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員 濱田 寅藏君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上 正三君
岩本 月洲君 宇都宮 登君
江藤 哲翁君 加賀 操君
柏木 庫治君 鎌田 逸郎君
河井 彌八君 木下 辰雄君
小杉 一孝君 小宮山 常吉君
小林 三郎君 西郷 吉之助君
鈴木 直人君 竹下 豐次君
高田 寛君 高橋 龍太郎君
伊達 源一郎君 田中 耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多野 林一君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 松村 貞一郎君
三島 通陽君 村上 義一君
矢野 西雄君 山崎 恒君
山本 勇造君 結城 安次君
阿竹 齊次郎君 安部 定君
飯田 精太郎君 伊藤 保平君
奥 むねお君 岡本 愛祐君
岡元 義人君 小野 哲君
九鬼 紋十郎君 楠見 義男君
植竹 春彦君 中山 壽彦君
島村 軍次君 下條 康雄君
宿谷 榮一君 新谷 實三郎君
川村 松助君 小林 英三君
玉置 吉之丞君 寺尾 博君
徳川 宗敬君 西田 天香君
徳川 頼貞君 一松 政二君
徳川 貞六郎君 小野 光洋君
國 伊能君 横尾 龍君
中川 以良君 寺尾 豊君
大野 木秀次郎君 城 義臣君
淺岡 信夫君 堀 末治君

西川 甚五郎君	大島 定吉君
黒田 英雄君	平沼 彌太郎君
石坂 豊一君	板谷 順助君
今泉 政喜君	松野 喜内君
黒川 武雄君	石川 準吉君
紅露 みつ君	深川 タマエ君
木内 キヤウ君	藤井 新一君
深水 六郎君	平岡 市三君
北村 一男君	藤森 眞治君
深川 榮左エ門君	仲子 隆君
左藤 義詮君	西山 亀七君
佐々木 鹿蔵君	境野 清雄君
浅井 一郎君	廣瀬 兵衛君
小串 清一君	山田 佐一君
大隅 憲二君	尾形 六郎兵衛君
木内 四郎君	鬼丸 義賢君
櫻内 辰郎君	田中 信儀君
谷口 彌三郎君	油井 賢太郎君
星 一君	小畑 哲夫君
竹中 七郎君	入交 太蔵君
安達 良助君	小林 勝周君
藤枝 昭信君	島田 千壽君
大隈 信幸君	門屋 盛一君
平野 善治郎君	齋 武雄君
村尾 重雄君	塚本 重蔵君
池田 七郎兵衛君	岩木 哲夫君
岩崎 正三郎君	島 清君
山田 節男君	林屋 龜次郎君
中井 光次君	稻垣 平太郎君
岡田 宗司君	吉川 末次郎君
羽生 三七君	内村 清次君
松下 松次郎君	下條 恭兵君
河野 正夫君	山下 義信君
板野 勝次君	細川 嘉六君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
水橋 藤作君	木村 禰八郎君
姫井 伊介君	赤松 常子君
太田 敏兄君	大野 幸一君

千田 正君	藤田 芳雄君
青山 正一君	中平 常太郎君
丹羽 五郎君	川上 嘉君
佐々木 良作君	中村 正雄君
原 虎一君	梅津 錦一君
若木 勝蔵君	三好 始君
米倉 龍也君	三木 治朗君
波多野 鼎君	木下 源吾君
門田 定蔵君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁藏君
鈴木 憲一君	岡村 文四郎君

内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣 池田 俊吉君
法務総裁 殖田 俊吉君
大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 高瀬 莊太郎君
農林大臣 森 幸太郎君
通商産業大臣 稻垣 平太郎君
郵政大臣 小澤 佐重喜君
電気通信大臣 鈴木 正文君
労働大臣 益谷 秀次君
建設大臣 益谷 秀次君
国務大臣 青木 幸義君
国務大臣 増田 甲子七君

政府委員
大蔵事務官 石原 周夫君
主計局次長 矢野 西雄君
厚生政務次官 矢野 西雄君

定価 一部 四円五十銭

送料 実費

所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇官報課